

令和8年度 幼稚園等中堅教諭資質向上研修の手引



目次	
幼稚園等中堅教諭資質向上研修	
研修の目的・目指すべき教師像等	…… 1
研修内容について	…… 2
研修の実施と書類の作成、提出物について	…… 5
参考資料	
中堅教諭等資質向上研修実施要項	…… 9

※自己評価・自己申告表【様式1】、研修計画書【様式2】（記載例を含む）、実施報告書【様式3】（記載例を含む）、特定課題研究報告書【様式4】、異校種等研修の各種様式のダウンロードは[こちら](#)。

※研修内容の詳細は、5月中旬発出の実施要項等を確認すること（電子メールにて所管課を通じて送付）。

愛知県総合教育センター



1-1 取り巻く現状、期待されること



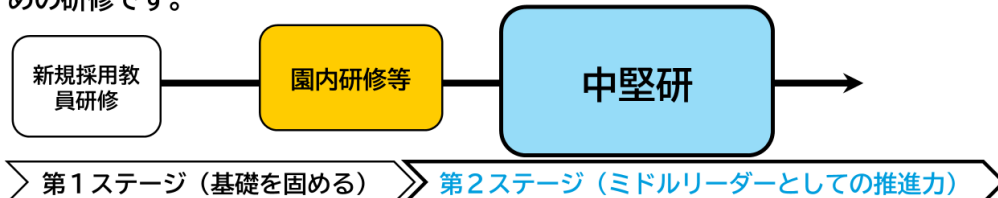
1-2 研修の目的・目指すべき教師像

取り巻く現状を一步先に進め、中核的な教諭として成長する



愛知県教員育成指標における位置付け

園運営・学年運営に関する企画・調整力を養い、ミドルリーダーとしての推進力を発揮する第2ステージにおいて、広い視野をもち、高い専門性とマネジメント力を身に付けるための研修です。



1-3 研修の3本柱 (あなたの成長が園全体の活性化につながる)



2-1① 園外研修

【目的】最新の知見を得るとともに、講義を聴いたり、他校の研修者と協議をしたりすることで、自分自身を振り返り、自分を多角的に捉える。



園外研修

専門性を高め、得意を伸ばし、苦手を克服する。

全体研修1 7月21日(火) @愛知県総合教育センター(岡崎市)

【共通研修】

講義：教員の服務

【保育専門研修】

講義・協議：幼児教育の現状と課題、中堅教諭に求められる専門性

講義・演習：教育課程等と指導計画

2-1① 園外研修

【目的】最新の知見を得るとともに、講義を聴いたり、他校の研修者と協議をしたりすることで、自分自身を振り返り、自分を多角的に捉える。



園外研修

専門性を高め、得意を伸ばし、苦手を克服する。

全体研修2 7月27日(月) @愛知県総合教育センター(岡崎市)

【保育専門研修】

講義：カウンセリングマインドを生かした子ども、保護者との関わり

演習・協議：悩みを抱えた保護者との関わり ※事前課題あり

講義・協議：思考力の基礎を培う保育 ※事前課題あり(予定)

講義・協議：協同性を育む保育 ※事前課題あり(予定)

2-1① 園外研修

【目的】最新の知見を得るとともに、講義を聴いたり、他校の研修者と協議をしたりすることで、自分自身を振り返り、自分を多角的に捉える。



園外研修

専門性を高め、得意を伸ばし、苦手を克服する。

全体研修3 8月18日(火) @愛知県総合教育センター(岡崎市)

【共通研修】

講義：幼児教育と小学校教育の円滑な接続

【保育専門研修】

講義・協議：特別な配慮を必要とする幼児への指導

講義・実習：環境の構成と教材の工夫

※やむを得ない事情で研修に参加させ難いとき、所属長は「令和8年度研修事業案内」p.61の様式により、総合教育センター所長宛てに欠席・遅刻・早退届を提出してください。

※5月末日に総合教育センターのウェブページに掲載される課題様式・持ち物等を確認してください。

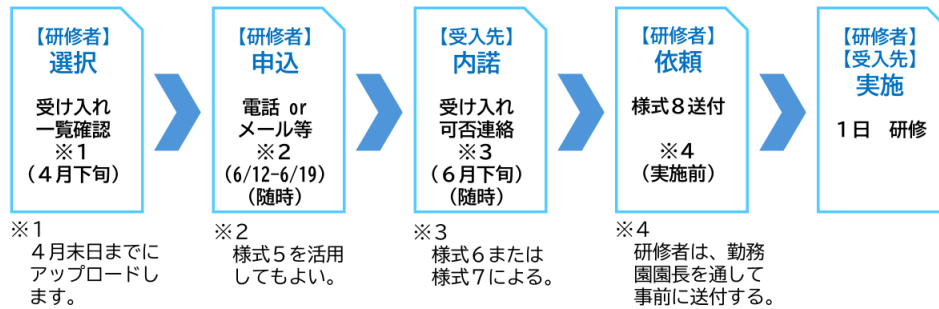
2-1② 園外研修



異校種のマネジメントを理解し、教員としての幅を広げる

異校種等研修（1日）

- 日程：6月下旬～12月（研修先の指示で、日程が半日となった場合も1日の研修とみなす）
- 研修先：幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、児童福祉施設、児童センター、子育て支援センター、保健センター、発達支援センターから1つ選ぶ。
- 研修までの流れ



※異校種等研修の「受け入れ一覧」「地区割り表」等各種様式のダウンロードは[こちら](#)。

● 異校種等研修における留意事項

- 勤務園園長と十分協議の上、研修先を検討する。勤務地、自宅から遠隔な研修先は避ける。
- 申し込み期間が「随時」の学校を希望する場合、内諾を得た後、勤務園園長が研修先の校長に電話等で依頼し、実施日を正式決定する。
- 特別支援学校での研修を希望する場合、受け入れ校が地区指定されているため、「地区割り表」で確認する。
- 幼稚園、保育所、認定こども園での研修を希望する場合、各自で探して申し込む。希望する研修先に原則として6月12日（金）から6月19日（金）までに連絡を取り、内諾を得る。

2-2 eラーニング研修



中堅教諭としての自らの学識・教養をあらためて問い直す。

(1) 前半【令和8年5月26日（火）～6月26日（金）】

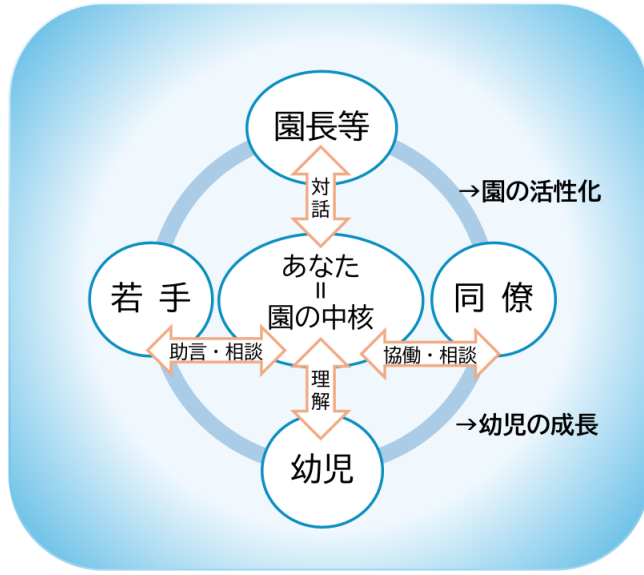
- ・①「中堅教諭等資質向上研修を受講するに当たって」
- ・②「特定課題研究の進め方とまとめ方」（※R8.8.18からR9.1.8まで再度学習可）

(2) 後半【令和8年8月18日（火）～令和9年1月8日（金）】

- ・③「人権教育について（リーダー編）」
- ・④「ESDについて」
- ・⑤「学校安全の推進」
- ・⑥「発達障害の理解①～基礎的な理解と具体的な支援～」

※受講方法については、5月下旬に送付する実施要項を参照してください。

2-3 園内研修(指導力・マネジメント力向上のために)



研修者が意識すること

- ・自分のこれまでの保育を振り返り、高めたい指導力を明らかにする。
- ・幼児の姿を的確に捉え、指導計画を立案する。
- ・園運営に「参画」する自覚をもち、自分や若手・同僚の職務に対して意図的に様々な連携を構築して進める。
- ・若手の悩みに気づき、積極的に支援するなど

取組内容例

- ・個に応じた保育指導の進め方
- ・教材研究の方法と実際
- ・園内分掌における効果的な業務遂行のための工夫改善 など

→研修生を中心に園長等をはじめ、さまざまな関わりの中で研修に取り組むことで園が活性化し、幼児の成長につながります。

【園内研修の項目例】

研修領域	園内研修の項目例	研修領域	園内研修の項目例
基礎的素養	<ul style="list-style-type: none"> ○中堅教諭としての心構えと服務 ○園組織の運営と経営の在り方 ○後進の指導 ○これからの教育の在り方 ○幼稚園教育要領と教育課程の編成・実施・評価 ○園教育目標とその具現化 ○園内組織（園務分掌）の在り方 ○健康安全指導の進め方 ○危機管理体制の在り方 ○人権教育の進め方 ○環境を通して行う教育の在り方 ○食に関する指導の進め方（給食指導を含む） ○特別な支援を必要とする幼児の理解 ○公簿とその整理 ○開かれた園づくり ○PTA組織とその運営 	保育指導等	<ul style="list-style-type: none"> ○年間指導計画の作成 ○指導案の作成 ○保育指導の反省と評価 ○幼児理解の内容と方法 ○個に応じた保育指導の進め方 ○教材研究の方法と実際 ○環境の構成と教材の工夫 ○教育機器の活用 ○飼育・栽培指導の進め方 ○教員と幼児との人間関係 ○基本的生活習慣の育成 ○褒め方・叱り方 ○規範意識の芽生えを培う指導 ○教育相談の意義と実際 ○家庭連携の在り方 ○幼児教育と小学校教育の円滑な接続について ○地域連携の在り方
学級・学年経営等	<ul style="list-style-type: none"> ○学級経営案の作成と活用 ○学級経営とその評価の在り方 ○保育室環境づくり ○健康観察の意義 ○幼稚園幼児指導要録の作成の仕方 ○学級通信の役割や効果 ○学年経営の理解 ○保護者との連携 	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○園内行事の指導と評価の工夫 ○園図書室（コーナー）の在り方 ○園の環境衛生活動の進め方 ○園内各種研究会、委員会活動 ○園内研究保育 ○園内保育参観 ○特色ある園づくり ○交通安全指導 ○特定課題研究（調査・発表）

3-0 研修の実施と書類の作成について

幼稚園等中堅教諭等資質向上研修のスケジュールを確認する。

4月中旬～5月下旬	事前の評価と計画書の提出	作成	作成書類	内容				
			鑑	(様式例あり)				
			様式1	自己評価・自己申告表 → 園長に提出				
			様式2	幼稚園等中堅教諭資質向上研修計画書(案)				
		面談	園長との面談					
	提出様式2		園種	提出先	提出期限			
		公立	幼稚園 幼稚園型認定こども園	市町教育委員会 または 市町長部局	令和8年 5月11日(月)	→	教育事務所 令和8年 5月18日(月)	総合教育 センター
		公立	幼保連携型認定こども園	市町長部局		→	→	
		私立	幼稚園 幼稚園型認定こども園	県民文化局 私学振興室	令和8年 5月18日(月)	→	→	令和8年 5月29日(金)

4月末日 WEB 異校種等研修受け入れ日程等一覧アップロード

5月下旬 通知 総合教育センターより、研修者の決定通知

5月末日 WEB 保育専門研修の課題等アップロード

6月～12月	研修の実施	研修内容		日程・期間等		
		園外	総合教育センター等における研修	共通	①令和8年7月21日(火) ②令和8年7月27日(月) ③令和8年8月18日(火)	
				専門領域		
			eラーニング	6講座	①令和8年5月26日(火)～令和8年6月26日(金) ②令和8年8月18日(火)～令和9年1月8日(金)	
			異校種等研修	12月までの1日間		
		園内	園内研修	概要を参照		
特定課題研究	特定課題研究園内発表会(11月～3月)					

2月下旬まで	研修のまとめ	作成	作成書類	内容				
			鑑	(様式例あり)				
			様式3	幼稚園等中堅教諭資質向上研修実施報告書				
			様式4	特定課題研究報告書				
		面談	園長との面談					
	提出様式3・4		園種	提出先	提出期限			
		公立	幼稚園 幼稚園型認定こども園	市町教育委員会 または 市町長部局	令和9年 2月1日(月)	→	教育事務所 令和9年 2月9日(火)	総合教育 センター
		公立	幼保連携型認定こども園	市町長部局		→	→	
		私立	幼稚園 幼稚園型認定こども園	県民文化局 私学振興室	令和9年 2月9日(火)	→	→	令和9年 2月18日(木)

3-1 自己評価・自己申告表【様式1】

研修の出発点—自己分析



目的	留意事項
<ul style="list-style-type: none"> 自身の得意分野や、この研修を通して伸ばしたい資質・能力を再認識する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●自己評価 以下に示す「評価項目」における7つの資質・能力について、特に伸ばしたい能力に◎、伸ばしたい能力に○を記入（空欄があってもよい）。 ●今後伸ばしたいことの概要 更に充実、深化させたい事項を記述する。教科・領域等に関しては、特定課題研究の内容も意識する。

作成後、園長に提出 その后面談の実施

幼稚園等中堅教員の「評価項目」

【指導力】	1	幼児理解	ア	幼児の情報共有の場を設定することで、幼児を取り巻く状況を的確に捉え、理解を深める。	
			イ	発達段階を捉え、さまざまな視点から幼児の姿を捉え、他の教職員と積極的に情報伝達を行い、幼児理解を深める。	
2	2	保育指導	ア	幼児の育ちつつある姿を的確に捉え、ねらい・内容を明確にした中・長期的な指導計画を立案し、実践する。	
			イ	幼児の主体性と教師の意図のバランスに配慮しながら適切な環境を構成し実践する。	
			ウ	経験の浅い教職員の悩みや相談に対して、自らが行ってきた保育実践を基に適切な助言をする。	
			エ	園内研究の企画・運営に携わり、園内研究体制の推進を図る。	
			オ	保育園・小学校などの関係諸機関と連携して、指導の取組方針を的確に示し、具体的に指導する。	
3	3	多様性への理解と教育支援	ア	幼児一人一人の状況や特性を踏まえた上で、関係教職員と連携し、組織的な指導や支援が行えるようにリードする。	
			イ	幼児の多様性に応じるため、関係諸機関や専門機関などとの連携を図ろうとする。	
【マネジメント力】	4	学級経営・学年経営・幼稚園等運営	ア	学年や事務分掌などの運営の中核となって、幼稚園等の教育目標の実現に向けて工夫改善する。	
			イ	分担された園務分掌について、目標や改善の視点を明確にして調整・実行する。	
			ウ	幼児同士のコミュニケーションを図るとともに、個の特性を的確に捉え、学年や分掌における課題に応じた適切な対応策を提案する。	
	5	5	安全・危機管理	ア	安全に対する危機意識をもち、積極的に情報収集をし、課題を明らかにする。
				イ	幼稚園等の安全管理体制を点検し、課題解決に向けて積極的に提案、改善を行う。
	6	6	同僚との連携・協働	ア	チームリーダーとして、教職員一人一人のよさを引き出し、それぞれの力を生かして対応できるようにリードする。
				イ	互いの課題や悩みに気づき、支え合える環境をつくとともに、経験の浅い教職員を積極的に支援する。
7	7	地域社会との連携・折衝	ア	地域、関係諸機関と良好な関係を築くとともに、経験の浅い教職員を積極的に支援する。	
			イ	幼・保・小学校などの教職員との連携・協力を推進する。	

3-2 研修計画書【様式2】



大切な1年間のデザイン

目的

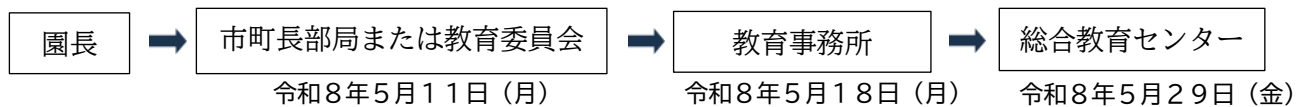
- 園長との面談での助言を踏まえ、1年間の研修計画を具体的に作成する。

留意事項

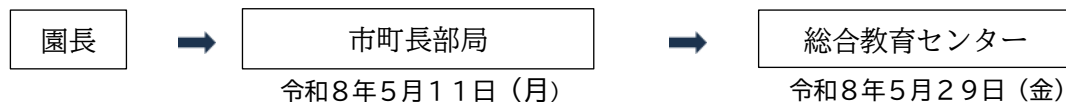
- 重点的に取り組みたいこと
研修者の資質・能力の向上だけでなく、学校教育活動の活性化につながるものとなるよう、園長等の助言を得る。
- 特定課題研究の計画
研究のスケジュールについては、園内研修と関連付けながら立てるとよい。その際、アンケート等の実施時期、分析と検証の時期等を含めるとよい。

【提出先と提出期限】

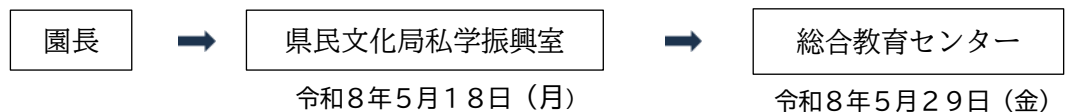
<公立幼稚園・幼稚園型認定こども園>



<公私立幼保連携型認定こども園>



<私立幼稚園・私立幼稚園型認定こども園>



【留意事項】

- ※公立幼稚園・公立幼保連携型認定こども園は「研修計画書（案）」を市町長部局へ提出する。
- ※市町長部局は公立園全員の「研修計画書（案）」を調整・決定し、（案）をとった上で送付する。
- ※私立幼保連携型認定こども園は、「研修計画書」を市町長部局へ提出する。
- ※私立幼稚園・私立幼稚園型認定こども園は、「研修計画書」を県民文化局私学振興室へ提出する。

※自己評価・自己申告表【様式1】、研修計画書【様式2】（記載例を含む）のダウンロードは [こちら](#)。

中堅教諭等資質向上研修実施要項

1 目的

教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において、中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての自覚の涵養、専門性の向上、得意分野の伸長等により資質・能力の向上を図る。

2 対象

中堅教諭等資質向上研修の対象となる教員（以下「研修者」という）は、次のとおりとする。

- (1) 小中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭

【前期】… 別表を参考とし、在職期間が5年を経過した者とする。

【後期】… 別表を参考とし、在職期間が10年を経過した者とする。

ただし、在職期間が9年を経過した者の一部と在職期間が11年を経過した者の一部も対象とする（以下「弾力化研修者」という）。

- (2) 幼稚園・幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園（以下、「幼稚園等」という）の教諭、保育教諭

教職期間が7年を経過した者とする。

3 内容

中堅教諭等資質向上研修の内容は、次のとおりとする。

- (1) 校（園）外研修

ア 総合教育センター等における研修

中堅教諭等資質向上研修の趣旨に基づき、共通研修に加え、個々の能力・適性等に応じた選択研修を設け、資質・能力の向上に資する。また、担当教科あるいは領域についての専門性を高める研修を実施する。

イ eラーニング研修

総合教育センターから配信される研修教材のうち、中堅教諭等資質向上研修の趣旨に基づく研修教材を、個々の教員がコンピュータを利用してオンラインで学習する研修を実施する。

ウ 異校種等研修（【前期】を除く）

異校種の学校（園）を訪問し、教員としてのマネジメント力を育成するために、異校種等の組織の在り方や経営ビジョンを知り、学校（園）運営に関する新たな見識を得ることで、教員としての幅広い資質向上を図る研修を実施する。

- (2) 校（園）内研修

総合教育センター等における研修との関連を考慮しつつ、校（園）内だからこそできる研修を実施する。その際、幼稚園以外の校種においてはOJTによる計画を立て実施する。

また、特定課題研究を必修とする（【前期】を除く）。自ら伸ばしたい領域・分野をテーマとして研究し、年度末に発表会を設けて、校（園）長等が指導・助言をする。

4 方法

中堅教諭等資質向上研修は、次の方法で実施する。ただし弾力化研修者については、4月下旬に受講が許可された場合のみ実施する。

- (1) 研修計画の作成

ア 愛知県教育委員会または市（研修によっては、政令指定都市及び中核市を除く。以下同じ）町村教育委員会は、その所管する学校の研修者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、年間研修計画を作成し、その計画書に従い1年間の中堅教諭等資質向上研修を受けさせるものとする。

イ 校（園）長は、研修者の「自己評価・自己申告表」を基に、面談に基づいて事前評価を行う。研修者は校（園）長等の助言を得ながら研修計画書（案）を作成し、校（園）長へ提出する。校（園）長は研修計画書（案）を教育委員会へ提出する。

ウ 教育委員会は、校（園）長から提出された研修計画書（案）について、必要な調整を行い、決定する。

(2) 研修の実施

研修者は、総合教育センター・所属校等において、研修計画書に従い研修を実施する。

(3) 評価

校（園）長は、中堅教諭等資質向上研修終了後も、研修者が引き続き資質・能力の向上を図るために、研修終了時に事後評価を行い、報告書に所見を記入する。その結果を、当該研修者に対する今後の指導や研修に活用する。

5 その他

(1) 任命権者及び校（園）長は、授業等の校務に支障がないよう、また、研修の時間を十分とることができるよう、各学校（園）における校（園）務分掌、行事計画等において十分配慮する。

(2) 旅費については、各学校において職員等の旅費支給規程に基づき支給する。幼稚園等は、各市町、園等の旅費支給規程に基づき支給する。

(3) 実施状況調査を行う（幼稚園等を除く）。

<別表>

国立学校、公立の学校または私立の学校である小学校等の教諭等として在籍した期間が5年または10年（弾力化研修者は9年または11年）を経過した者とする。

<期間を計算するときの留意点>

1 在職とみなす期間

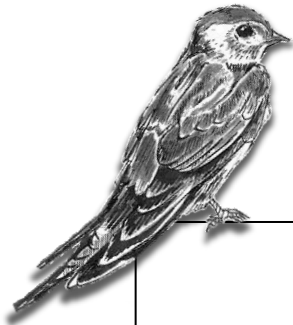
指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育または社会教育に関する事務に従事した期間

2 在職期間から除算する期間(以下の期間が1年以上連続する場合等)

- ・ 休職等により、職務を執ることを要しない期間
- ・ 育児休業等を取得した期間

<中堅教諭等資質向上研修の研修者から除く者>

- ・ 臨時的に任用された者
- ・ 他の任命権者が実施する中堅教諭等資質向上研修（【前期】は5年経験者研修を含む、【後期】は10年経験者研修を含む）に相当する研修を受けた者
- ・ 地方公務員の育児休業等に関する法律または地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定により任期を定めて採用された者
- ・ 指導主事、社会教育主事その他教育委員会の事務局において学校教育または社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、任命権者が当該者の経験の程度を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認める者



令和8年度
幼稚園等
中堅教諭資質向上研修の手引

令和8年4月発行

愛知県教育委員会

〒460-8534

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 〈052〉961-2111(代表)

愛知県総合教育センター（キャリアアップ研修推進G）

〒444-0802

愛知県岡崎市美合町字並松1-80

電話 〈0564〉83-9154(ダイヤルイン)

ウェブページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sogokyoiku-c/>



総合教育センター



教育は
未来へつなぐ
希望の輪